

ごみ処理基本計画

計画の対象・期間

- 計画の対象地域
那珂市全域とします
- 計画の期間
令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間
- 対象とする廃棄物
家庭から排出される「家庭系ごみ」及び事業者から排出される「事業系ごみ」、
「し尿・浄化槽汚泥」を含む一般廃棄物と「災害廃棄物」

ごみ処理の基本方針

○基本理念

3R行動の推進による循環型社会づくり

○施策の方向性

- ① ごみの減量化
ごみを減らすため、市民・事業者・市民活動団体・市がそれぞれの立場で取り組みます。
- ② 資源の再利用及び再資源化の推進
使わないものについては、廃棄するのではなく再利用ができないか検討し、できないものは再資源化するために適切な分別に取り組みます。
- ③ 適正なごみの収集及び処理
環境への負荷を低減したごみの収集及び処理に向け、市民・事業者・市民活動団体・市・大宮地方環境整備組合(以下、組合という)が連携して取り組みます。
- ④ 市民・事業者・市民活動団体との協働の推進
市民・事業者・市民活動団体・市がそれぞれの役割と責任のもと、協働でごみの減量化、資源の再利用及び再資源化に取り組みます。

目標

項目	基準値 令和4年度	目標値 令和15年度	内容
一人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)	913	803	-110(12%削減)
ごみ資源化率(%)	11.5	20.0	+8.5

施策

◆ごみの排出抑制

- 市民や事業者への啓発
 - ・過剰包装、レジ袋の縮減
 - ・生ごみの減量
 - ・レンタルやリース、修理等の利用促進
 - ・マイボトル等の利用促進
 - ・市民活動団体の支援促進
 - ・小売業者の資源回収の利用促進
 - ・自治会等での減量化の指導
- ごみ処理有料化の検討
- 多量排出事業者に対する減量化計画の策定への協力依頼
- 環境教育及び環境学習、普及啓発の推進

◆プラスチック類の資源化

- 市民の日常生活での取組
 - ・レジ袋や使い捨てカトラリーの使用削減
 - ・食品トレー、ペットボトル、プラスチック類等の分別回収
- 事業者の事業活動での取組
 - ・レジ袋や使い捨てカトラリーの使用削減
 - ・プラスチック製容器包装の回収、プラスチック類の資源化
- 市の取組
 - ・プラスチック類の分別回収
 - ・組合と連携したプラスチック類処理施設の整備や民間事業者の活用

◆収集運搬計画

- 適切な収集運搬体制の確保
- 高齢者等への個別収集への対応
- 無許可業者への対応

◆中間処理計画・最終処分計画

今後も組合と連携し、搬入されたごみを安全かつ衛生的に処理するほか、ごみの減量化、資源化を推進します。

◆ごみの再利用・再資源化

- 市民や事業者への啓発
 - ・資源ごみの分別の徹底
 - ・店頭回収の促進
 - ・再使用の促進
 - ・再生品の利用促進
 - ・事業者の分別の徹底
 - ・自治会等での分別の指導
- 環境教育及び環境学習、普及啓発の推進
- 分別品目の追加の検討
プラスチック類、木くず、布類、その他

◆食品ロス削減推進計画

- 市の取組
 - ・市民や事業者への情報の発信等、普及啓発
 - ・フードバンク等の情報発信
- 市民の日常生活での取組
 - ・消費期限内の使い切り、食べられる分だけの購入や手前どり
 - ・フードバンクの活用
 - ・外食は食べられる分だけの注文と持ち帰りや料理の食べきり
 - ・生ごみの水切りやコンポストの活用
- 事業者の事業活動での取組
 - ・生産管理や在庫管理
 - ・販売での工夫、飲食店での食事の持ち帰り
 - ・フードバンクの活用
 - ・食品廃棄物の再生利用
- 市民活動団体の取組
 - ・食材の無駄がないレシピ等による啓発
 - ・フードバンクの広報

◆その他ごみに関する事項

- 特別管理一般廃棄物への対応
- 処理困難なごみへの対応
- ごみ問題に関する意識啓発
- 市内一斉清掃、クリーン作戦の推進
- 不法投棄の防止
- 不適正処理の防止

生活排水処理計画

目 標

内 容	基準値 令和4年度	目標値 令和15年度
汚水処理人口普及率	88.56%	97.0%

施 策

◆生活排水処理の施策

- 生活排水に対する浄化意識の啓発
- 公共下水道の整備
- 公共下水道施設、農業集落排水の施設の健全な経営と維持管理、早期接続の啓発の向上
- 合併処理浄化槽の普及率の向上、適切な維持管理の啓発

◆し尿・浄化槽汚泥処理の施策

- 市の許可業者によるし尿・浄化槽汚泥の収集運搬の継続
- 運搬車の集中を防止するルートを検討
- し尿・浄化槽汚泥の処理を行う組合への施設管理の協力

計画の推進

◆計画の推進体制

庁内の組織で施策及び事業の総合調整を行い、進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。進捗状況を那珂市環境審議会に報告し、今後の施策の審議や意見を求めます。また、組合と連携しながら計画を推進します。

◆計画の進行管理

市民・事業者・市民活動団体・市が協働し取り組むため、広報紙やホームページ等で公開し、本計画の周知に努めます。

一般廃棄物の実績、施策の進捗状況を定期的に公表し、ごみ排出量の削減や資源化率の向上を図ります。

那珂市一般廃棄物処理基本計画 【概要版】

発 行 那珂市
編 集 那珂市 市民生活部 環境課
〒311-0192
茨城県那珂市福田 1819 番地 5
Tel 029-298-1111